

令和4年4月15日付

## 学校における新型コロナウイルス感染拡大防止対策について(通知)

このことについて、福島県教育委員会教育長から別紙写しのとおり、昨日開催された県新型コロナウイルス感染症対策本部員会議において、感染拡大防止重点対策が令和4年5月15日（日）まで延長されることが示され、県内の感染状況は未だ予断を許さない状態であることから、県立学校長宛通知を参考として学校内外における感染症対策の徹底と学びの継続との両立に努めるよう依頼がありました。

については、本市においては、児童生徒の感染者数が高止まりの状況が依然続いていることから、下記のと通りの対応としますので、貴所属職員に周知願います。また、本通知の内容及び別添資料を各学校のメール等で保護者に周知するとともに、各学校のウェブサイトに掲載し、引き続き学校と家庭が連携し、感染拡大防止に向けた取組の徹底が図られるよう配慮願います。なお、令和4年5月16日（月）以降の対応については、今後の感染状況の変化により改めてお知らせいたします。 以上

### 記

#### 1 令和4年4月18日（月）から5月15日（日）までの間の対応

- (1) 「感染リスクの高い学習活動」（部活動において実施する場合を含む。）について、適切な感染症対策を行った上で、徐々に実施すること。
- (2) 宿泊を伴う学校行事については、その教育的意義に鑑み、可能な限り感染症対策を行った上で実施可能とすること。
- (3) 部活動における合宿、遠征等による宿泊は停止すること。また、各種大会等の参加については、感染の状況を踏まえ、十分に検討すること。ただし、全国大会、東北大会及び県大会での宿泊は可能とする。
- (4) 部活動等の実施については、適切な感染症対策を行った上で、準備や片付けを除いた活動時間を平日は1時間以内、週休日及び祝日は2時間以内を可能とする。ただし、部内で陽性者やその疑いがある児童生徒が出た場合は、学校の判断で速やかに部活動等を中止すること。
- (5) 練習試合は、可能な限り感染症対策を行った上で、実施を可能とする。合同練習会等は、感染リスクの低い活動から実施を可能とする。ただし、部内で陽性者やその疑いがある児童生徒が出た場合は、学校の判断で速やかに中止すること。
- (6) この期間中は、児童生徒等の同居する家族に発熱等の症状が見られる場合の出席停止の措置を継続すること。

#### 2 その他の対応

- (1) 児童生徒、教職員で陽性者が判明し、学校内で感染が拡大する恐れがある場合は、学

校の判断により、感染リスクの高い学習活動や部活動を停止すること。

- (2) 感染が拡大している場合の検討事項 ア 機動的な学級・学年閉鎖、分散登校、オンライン授業等の実施 イ 少人数に分割した授業、行事の開催方式の工夫 ウ 部活動や校外活動等における活動方法・時間の見直し